同体との間で締結することが法令により義務づけられている再保険契約に係るもの

五　第百二十八条第三号の信用保険に係るリスクの額に含まれるもの

3　第四十八条第二号の規定にかかわらず、前章第三節第二款において払込未済のTier２資本調達手段の額に含まれるとした金融商品等は、当該金融商品等の提供者に対する信用エクスポージャーの額に含めるものとする。

4　未収保険料については、当該未収保険料に係る保険契約に対して経済価値ベースの保険負債の額を計上しており、かつ、保険契約者の債務不履行に伴い当該契約が失効する場合において当該経済価値ベースの保険負債の額と当該未収保険料の額を同時に取り崩すとき、当該契約に係る未収保険料を信用エクスポージャーの額から除くことができる。

5　前条第一項第六号の再保険に係る信用エクスポージャーの額は、再保険回収額、再保険貸の額及び再保険による所要資本の額の削減額の合計額（相殺が法的に有効である場合に限り、同一の取引相手方に対する負債エクスポージャーの額と相殺する。ただし、負債エクスポージャーと相殺後の額が０を下回る場合にあっては、０とする。）とする。

6　前項の再保険による所要資本の額の削減額は、第四十五条第一項第一号イ⑴に掲げる生命保険リスクの額及び同号イ⑶に掲げる巨大災害リスクの額において、再保険によるリスク削減手法の効果を反映する前のリスクの額から、再保険によるリスク削減手法の効果を反映した場合のリスクの額を控除した額をいい、これらの計算に当たっては、マネジメント・アクションの効果を認識しないものとする。

7　第九十二条第二号及び第九十八条の規定は、当該規定を適用している場合における前項に規定する再保険によるリスク削減手法の効果を反映する前のリスクの額の算出について準用する。この場合において、これらの規定中「正味既経過保険料」とあるのは「既経過保険料」と読み替えるものとする。

（資産留保型再保険契約における負債の取扱い）

第百三十一条　信用エクスポージャーが次項に掲げる資産留保型再保険契約に係るものの場合には、前条第五項の規定にかかわらず、信用エクスポージャーの額は、再保険回収額、再保険貸の額及び再保険による所要資本の額の削減額の合計額とし、当該再保険契約が次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、経済価値ベースのバランスシートの負債の部における当該再保険契約に係る再保険借及びその他の負債の額と相殺することができるものとする（相殺後の額が０を下回る場合にあっては、０とする。）。

一　当事者の一方に取引を終了させることができる事由（再保険者が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由の発生を含む。）が生じた場合に、一の債権又は債務（当該再保険契約に係る保険会社等の債権及び債務の正味額に基づき計算されたものをいう。）とすることが書面によって契約上定められていること（以下この項において、当該契約上の定めを「ネッティング契約」という。）。

二　当該ネッティング契約について、当該ネッティング契約に関係する全ての法令に照らして有効であることが適切に確認され、法的有効性に関する見解が適切に文書化されていること。

三　関連する法令が変更される可能性を考慮し、法的有効性に関する見解の更新を含め、当該ネッティング契約の法的有効性を継続的に検証するプロセスを有していること。

2　資産留保型再保険契約とは、次の各号に掲げる再保険契約であって、再保険者との決済において現金の収受を行わずに再保険貸借勘定を用いるものをいう。

一　共同保険式再保険（保険業法施行規則第七十一条第二項の規定に基づく金融庁長官が定める再保険（平成十年大蔵省告示第二百三十三号）第二条第二項に規定する共同保険式再保険をいう。）

二　修正共同保険式再保険（保険業法施行規則第七十一条第二項の規定に基づく金融庁長官が定める再保険第二条第三項に規定する修正共同保険式再保険をいう。）

（オフ・バランス取引の信用エクスポージャーの額）

第百三十二条　オフ・バランス取引の信用エクスポージャーの額は、店頭デリバティブ取引（クレジット・デリバティブ取引を除く。）にあっては次条に規定するカレント・エクスポージャー方式（再構築コストの額及びアドオンの額を合計することにより信用エクスポージャーの額を算出する方法をいう。次条において同じ。）により計算した信用エクスポージャーの額、その他のオフ・バランス取引にあっては第百三十五条に規定する信用エクスポージャーの額とする。

（店頭デリバティブ取引（クレジット・デリバティブ取引を除く。）の信用エクスポージャーの額）

第百三十三条　店頭デリバティブ取引（クレジット・デリバティブ取引を除く。）の信用エクスポージャーの額は、カレント・エクスポージャー方式に基づき、再構築コストの額及びアドオンの額の合計額とする。

2　前項の再構築コストの額は、次の各号に掲げる額のいずれかとする。ただし、第二号に掲げる額については、法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引において用いる場合に限る。

一　グロス再構築コストの額（デリバティブを時価評価することにより算出した再構築コストの額をいい、０を下回る場合には、０とする。）

二　ネット再構築コストの額（法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引について、取引ごとに算出した時価評価額を相殺した後の純額をいい、０を下回る場合には、０とする。以下この節において同じ。）